

平成 18 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 宅 正 明  
最高 経 営 責 任 者  
(コード番号 4 7 1 6 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 松 岡 繁  
最高 財 務 責 任 者  
(TEL . 0 3 - 5 2 1 3 - 6 6 6 6 )

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成17年8月24日開催の定時株主総会で決議した、商法第280条ノ20ならびに商法第280条ノ21に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成18年3月23日開催の取締役会において、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

- 1 . 新株予約権の発行日  
平成 18 年 3 月 23 日
- 2 . 発行する新株予約権の総数  
30 個（新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株）
- 3 . 新株予約権の発行価格  
無償
- 4 . 新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式 3,000 株
- 5 . 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額  
新株予約権 1 個当たり 576,000 円  
1 株当たり払込価額（行使価額） 5,760 円  
行使価額は、当社第 18 回定時株主総会の決議に基づき、発行日の属する前月（平成 18 年 2 月）の各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均 5,659 円と発行日の終値 5,760 円との比較により 5,760 円といたしました。
- 6 . 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額  
17,280,000 円
- 7 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額  
1 株当たり 2,880 円
- 8 . 新株予約権の権利行使期間  
平成 19 年 10 月 1 日から平成 27 年 8 月 24 日
- 9 . 新株予約権の行使条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。  
平成 19 年 10 月 1 日以降、割当された権利の 2 分の 1 の権利を行使することができる。  
平成 21 年 10 月 1 日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3)新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
- (4)その他、新株予約権割当契約書に記載の条件に従うものとする。

10.新株予約権の割当を受けるもの  
当社従業員 1 名

(ご参考)

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| (1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 17 年 7 月 26 日 |
| (2)定時株主総会の決議日          | 平成 17 年 8 月 24 日 |

以 上